

和歌山県立箕島高校で学生に向けた出張講義を行いました！

2025年10月29日、和歌山県立箕島高校でアルバイトを行っている学生や就職を控える学生等、計54名を対象に労働基準法や労働トラブルに関する出張講義を行いました。

トラブルの中には「会社のルールだから、みんな行っているから」等の言葉とともに労働者に不利なルールや要求を行われるものも多いため、「問題意識を持つ」ということが学べるような授業を目指しました。

そこで、今回の出張講義では、寸劇を用いてトラブル事例をいくつか紹介し、生徒のみなさんに問題点を考えてもらいました。自分自身が経験したことがないような事例についても、真剣に取り組み、的を得た回答も多く見受けられました。法律を学ぶと同時に、「問題意識を持つ」ということにも少しずつ慣れていくてくれたように感じました。また、我々が想定していたよりも学生が法律を知っているということに驚きがあり、学生が考える働く環境像を知ることができたことは、我々の気づきにもつながりました。

※和歌山労働局では県内の中・高校生への出張講義を無料で実施しております。アルバイトを行っている学生や就職予定の学生が直面する、労働関係の諸問題等への解決方法を学ぶ機会を創りませんか。学校関係者の皆様からのご連絡をお待ちしております。



厚生労働省 和歌山労働局

「学生のための労働法制等出張講義」（無料）

「働くときのルール及び社会に出るまでに知っておくべき労働法制等の基礎知識」などの出張講義を無料で実施しています。

- アルバイトをしたが、約束した労働条件ではなかった
- 就職した会社に長時間・過重労働があったら、どうしたらいいの？
- 社会に出る前に、働くことのルールや法律の知識を教えてほしい

学生から、このような悩みや相談を受けておられていませんか？

最近、労使関係のルールや労働法制を知らずに社会へ出たため、適正な労使関係を築くことができずに早期退職していくという問題点が多く指摘されており、中には、過酷な労働環境なのに異議も言えず、その結果、精神や身体の不調を起こして退職を余儀なくされるといった事例も見受けられます。

このような問題の解決をお手伝いするため、和歌山労働局(労働基準監督署、ハローワーク)においては、中学生、高校生及び大学生等を対象とした「労働法制等出張講義」（無料）を実施しています。希望される学校に和歌山労働局の職員が出向き、働くときのルールや知っておくべき労働法制などの講義を行います。

「労働法制等出張講義」の実施をご希望される場合は、下記の問合せ先まで、お気軽に御連絡ください。講義の内容については、御要望に応じて調整させていただきます。

お問合せ先

和歌山労働局 雇用環境・均等室

〒640-8581

和歌山市黒田2丁目3番3号 和歌山労働総合庁舎4階

TEL 073-488-1170

学校名、希望される講義内容、実施希望時期、受講対象学生数及び講義実施場所等をお知らせください。

○希望される講義内容の例

- ・労働基準法など働く者の法律の基礎知識について
- ・働くときのルール・労使関係のルールについて
- ・若者等の雇用対策・就業対策について など